

責任に關する規定であるから、條項の排序としては第二十四條中の號位より離して別の條又は項に配置した方が然るべしと思はるるも、それは立法技術に屬することであるから、今深く論ずるにも及ばない。必しも本條の規定違反といふには該當せざるも、その投下すべからざる所に誤つて爆彈を投下し、殊に生命財産に損害を與へた場合には、當然責任の伴ふを免れない。支那事變に於て昭和十四年一月二十四日、南支の深圳の殘敵本據を我が一機は爆撃中、誤つて九龍の英國租借地内に爆彈二箇を投下し、一彈は英國側の汽關車に命中し、その際印度人巡查一名及び支那人十一名の死者と外に若干の負傷者を出し、英國政府の抗議を招いた。而して現地軍當局者の現場調査に依り、右は潰走支那兵を追撃中に境界を誤認せる結果で、全然我方の過失に由れること判明せしかば、帝國政府は英國政府に對し遺憾の意を表すると共に、ために生じたる死傷者その他の損害に對する賠償金二萬弗(香港弗)を支拂ひ、事は圓滿に解決した。

### 第五項 特定の建物及び地帯の保護

八七九 空爆を行ふに方りては、寺院、學校、慈善館、歴史記念館、病院、傷病者收容所等の特定保護建物は、陸上に於ける砲撃及び海上よりするその場合と均しく、當該建物が同時に軍事上の目的に使用せられざる限り、成るべく損害を免れしむるため必要なる手段を執るべきことは、明文の有無を問はず當然のことである。しかも第一次大戰に於ける累次の經驗は、陸戦及び海戦を律する從來の當該條項は常に砲撃に於てのみならず、空戦に於ては愈々以て保護建造物の安全を期するに甚だ不充分なることを立證せしめた。そ

空戦法規  
案の規定

こで伊國代表の主唱に依り、該條規の趣旨を空戦にも及ぼし、併せて歴史上の記念建造物のために保護地帯を設定することの議が空戦法規起草委員會にて全會一致にて採擇せられ、左記條文の成立となつた。

第二十五條 航空機に依り爆撃を行ふ場合には、公衆の禮拜、技藝、學術又は慈善の用に供せらるる建物、歴史上の記念建造物、病院船、病院並病者及傷者の收容所は、右建物、物件又は場所が同時に軍事上の目的に使用せられざる限り、「この一句が大切である」、之をして成るべく損害を免れしむる爲、指揮官に於て必要なる一切の手段を執ることを要す。右建物、物件及場所は、晝間は航空機より見得べき標識を以て之を表示することを要す。前記以外の建物、物件又は場所を表示する爲標識を使用することは之を背信行爲と看做す。右標識はジュネヴァ條約に依り保護せらるる建物の場合に於ては白地に赤十字たるべく、其の他の保護建造物の場合に於ては、方形の大板にして對角線の一を以て一は黒色、他は白色の兩三角形に區劃したるものなるべし。

前項に掲げたる病院及其の他特權を有する建物に關する保護を夜間に於て確保せむとする交戦者は、前項に掲げたる特別標識を充分看易くする爲必要なる措置を執ることを要す。

第二十六條 各國の領域内に存在する重要なる歴史上の記念建造物に關し一層有效なる保護を與ふる爲、當該國が右記念建造物及其の圍繞地帯を軍事上の目的に使用することを避け、且其の監督に關し特別の制度を受諾することを條件として、左の特別規則を採用す。

一。各國は其の適當と認むる場合に於て、其の領域内に在る該記念建造物の周圍に保護地帯を設くるこ



- とを得。右地帯は戦時爆撃を免るべし。
- 二。其の周圍に地帯を設くべき記念建造物は、平時に於て外交手段に依り他國に之を通告すべし。該通告は地帯の限界をも表示すべきものとす。該通告は戦時に於て之を撤回することを得ず。
  - 三。保護地帯は記念建造物又は其の集團が現に占むる地域の外、右地域の周圍より測りて幅員五百米を超えざる外方の地帯を包含することを得。
  - 四。交戦國航空乗員をして右地帯の限界を確實に識別することを得しむる爲、晝間夜間共に航空機より明確に見得べき標識を用ゆべし。
  - 五。記念建造物自體の標識は第二十五條に定めたるものたるべし。圍繞地帯を表示するが爲用ひらるる標識は本條の規定を採用する各國に於て之を定むべく、且記念建造物及地帯の通告と同時に之を他國に通告すべし。
  - 六。第五號に掲げたる地帯を表示する標識の濫用は總て背信行爲と看做さるべし。
  - 七。本條の規定を採用する國は記念建造物及其の圍繞地帯を軍事上の目的の爲若は方法の如何を問はず其の軍事機關の利益の爲に使用すること、又は右建造物内若は右地帯内に於て軍事上の目的を有する一切の行爲を爲すことを禁止するを要す。
  - 八。第七號の規定の違反が行はれざることを確保する爲、本條の規定を採用する國に駐劄する三名の中立國の代表者又は其の代理人より成る監督委員會を任命すべし。右監督委員會委員中一名は對手交戦

者の利益を委託せられたる國の代表者(又は其の代理人)たるべし。

右の第三十五條に規定する特定保護建物に對する爆撃に就ての注意は、要するに陸戦法規慣例規則第二十七條及び海軍力砲撃條約第五條の規定に大體則り、之に加ふるに赤十字原則海戦應用條約の精神を以てしたものである。元々爆撃は軍事的目標に對して行はれたる場合に限り適法なること既に第二十四條(一)號の規定する所であるから、この原則的規定のある以上は、且交戦諸國にして能く之を遵守する以上は、右の兩條なしと雖も公衆の禮拜堂その他第二十五條所掲の諸物件は當然爆撃を免かるべき理である。けれども陸上軍隊の作戦行動の直近區域にありては、都邑又は住宅建物そのものとても特定條件の下に爆撃するを許されてあるから、禮拜堂その他の免除建物も兵燹の下に立つなしと限らない。乃ち斯かる場合に於て爆撃者は、その損害を成るべく(であるから實際の効果は疑はしいけれども)之に及ぼさしめざるに注意すべく、これが本規定の要求である。

八八〇 第二十五條に謂ふ『軍事上の目的に使用せられざる限り』とは、第二十六條第七號に『軍事上の目的の爲若は方法の如何を問はず其の軍事機關の利益の爲に使用すること、又は右建造物内若は右地帯内に於て軍事上の目的を有する一切の行爲を爲すことを禁止する』ことを約言したもののやうであるが、軍事機關の利益のためといふ語句は、之を廣義に解すれば問題の起る餘地もあらう。例へば首都の政廳なり議院なりが敵の爆撃又は爆撃に依りて破壊せられたがため、臨時に保護地帯内の或歴史的記念建造物内に之を移したとする。而して政廳は軍費を案畫し議會は之に協賛し、その他軍國の事に與かるものであるから、敵は之

『軍事機關の利益の爲』の語



を以て軍事機關の利益のために該建造物を使用したものとし、最早や該地帯の保護を認めずと爲して之に爆撃を加へるとする。被害國は斯の如きは謂ふ所の軍事機關の利益のために使用したものと云ふを得ずと抗辯するであらうが、解釋上に齟齬扞格を生ずるの餘地あるだけ敵は之を己れの有利に解釋し、憚らず之に爆撃を加ふるなきを保しない。本條の保障する折角の保護も、戰時斯かる點から破れる虞はあるまいか。

**八八一** 保護建物の爆撃免除に要する標識は、大體に於て赤十字條約及び海軍力砲撃條約の規定に則れるもので、即ち軍用の病院、傷病者收容所等赤十字條約に依りて保護せらるる衛生上の營造物にありては白地に赤十字、その他の建物(軍用以外の一般病院を含む)にありては方形の白板に對角線にて一は黒色、一は白色の三角形に區劃したるものたるを要する。たとひ右様の標識の表示なしと雖も、元來爆撃は軍事的目標に對してのみ爲すべきが原則であるから、保護建設物に對しては能ふ限り爆撃を避くべきであるが、之を表示せざる場合には、萬一爆撃を受けても理窟は云へぬことになる。保護建物の非ざるものに斯かる標識を使用すれば背信行爲たるを免れない。

然しながら數千米突といふ高さの上空を翔駛する敵の航空機をして地上の特定保護建物の標識を判然識別せしむるには、たとひ雙眼鏡に依るにしても、かなり巨大の標識を以て表示するに非ずんば效果あるまい。或建物の上に表示する標識が幾許の高さの上空から見得べきかは、味方の航空機を上昇せしめて觀測して見れば容易に判定し得べきが、敵機は必しもその觀測點を飛行するとは限らず、遂に上空より爆弾を投下せんと試むることもあるべく、その場合には地上の標識を見誤ることもあらう。第一次大戦中英軍の一航空機の

操縦士が告白せりといへるものに、自分は佛國內に在る英國の一病院の赤十字の標識をば獨軍がそこを占領したことを表示するために鐵十字を記したものと見誤つた、といふのがあるが、斯かる見誤りは他にも多々あつたに相違あるまい。往年の伊國のエチオピア役に於ても、伊軍の戦闘機はエ國ドロ邑所在の瑞典赤十字社の野戰病院に爆弾を投下し(一九三五年十二月三十日)、瑞典人たる醫師二名を傷けた外、看護員及び傷病兵の間に死傷數十名を出し、瑞典政府よりの嚴重なる抗議となりたるが、その後同じくエ國救護の英國赤十字社の野戰病院にも二回ほど爆撃ありて(一九三六年三月)、これ亦多少の死傷者を出し、英伊兩國間の問題となつた。これ等病院は當時必要な標識が明瞭に表示されてあつた由であるから、その爆撃は蓋し過失でありしならんも、その過失は或は標識の不判明に因つたのであるまいか。兎に角保護建物にして爆弾の見舞を免れんとするには、尋常一様の大きさの標識では足らず、餘ほど大なるものを要する譯である。

**八八二** 第二十五條第一項所定の標識は晝間のそれに係り、且之を表示することは保護建物の側に於ける義務としてあるが、夜間にありては、保護建物の存在を知らしむるため特別に夜間標識——例へば燈火の如き——にて之を表示するの義務は無い。夜間その保護を同條第二項に依り確保せんと欲するならば、第一項所定の特別標識を『充分看易くする爲必要な措置を執ることを要す』となつてあるが、燈火など使用すれば却つて敵機に針路照明の便宜を與へ、將た敵機を誘導し、敵を利することにもなるから、使用せぬ方が却つて安全の場合もあらう。隨つて『夜間に於て確保せむとする交戦者は』といふ自由裁量的の字句の下に、燈火の如き特別標識は之を使用するもせざるも任意としてある。』



八八三 第二十五條(及び第二十六條)にて保護する歴史上の記念建造物は建造物そのもので、該建造物内に包蔵せらるる物件ではない。故に如何に貴重なる歴史的又は藝術的作品、例へば歴史的書畫彫刻類にありても、それが保護せらるるのは當該記念建造物内に藏置せられ、且その建物が特定の標識を以て表示せらるる所から自然保護に均霑するので、普通の家屋内に私藏したのでは以て本條に依る保護の利益を享有し得るの限りでない。

八八四 保護建物中特に貴重なる歴史上の記念建造物の爆撃免除に關しては、前掲第二十六條の規定に依り、之を軍事上に使用せず且監督上特別の制度を立てるといふことを條件として、その建造物の周圍に幅員五百米突以内の保護地帯を設くるを得るのである。この規定は、第一次大戦中伊太利の未だ參戦せざりし一九一五年の一月、同國のレオナルド協會(十五世紀の交、伊太利ヴィンチ市の産める大美術家レオナルドを記念する Societa Leonard de Vinci) が決議して交戦諸國に對し、この類の記念建造物を尊重すべきことを要求したことに端を發する。伊太利の參戦後、塙軍がヴェニスを爆撃するや、同協會は重ねて之に就て塙國政府の注意を喚起した。けれども一向顧みられず、爾後塙獨軍は幾たびか伊國內の歴史的記念建造物に對して爆撃を加へたものである。されば一九二三年の空戦法規案討議の際、伊國委員は卒先之に關する規定の挿入方を提唱し、他の諸國委員の賛成を得て茲に第二十六條の規定となつた。即ち第二十五條の規定する所に更に一步を進め、各國內に存在する重要なる歴史上の記念建造物は、之を軍事上に使用せず且監督上特別の制度を立てるといふことを條件として、その建造物又はその集團の現に占むる地域の外、右地域の周

圍に幅員五百米突以内の保護地帯を設くることを得るものとした。故に保護地帯とは、當該記念物又はその集團の現に占むる地域に圍繞地帯を加へたもので、即ちその圍繞地帯とは該地域の周圍五百米突以内の圍内を意味するのである。又監督に關する特別の制度とは、當該保護地帯を軍事上に使用せざることを確保するため、保護地帯設定國に駐劄する三名の中立國の代表者(その中の一名は對戰國の利益を委託せられた國の代表者)より成る所の監督委員會を設置することである。これは戰時の話で、平時の常設機關ではない。而して監督委員會のことであるから、當該保護地帯所在國政府は同委員會の審査に充分の便宜を供與すべきである。

本條(及び前條)に於て保護を及ぼすものは、重要なる『歴史上の記念建造物』("historic monuments")に限られてある。伊國提出の原案には、歴史上の外に『美術上』("artistic")の語もあつたが、陸戦法規慣例規則第二十七條も將た海軍力砲撃條約第五條も、その保護する所ものは歴史上の記念建造物に限つてあるので、空戦法規案に於ても之に則ることになつた。但し同法規案委員會にては、謂ふ所の歴史上の記念建造物中には、嘗に過去の歴史的の建設物のみならず、その藝術が以て後世の歴史的記念となるに足る所の建造物をも含むといふ解釋を立てた。尤も何を以て斯かる歴史的記念と判斷するか標準には觸るる所なく、そは一に之を保有する國の裁量にて決するのである。

八八五 保護地帯は歴史的記念建造物又はその集團の現に占むる地域以外に、更に右地域の周圍幅員五百米突以内を之に認むるに於ては、該建造物が都市の内外に多數に點在する例へばヴェニスやフロレンスの如



き所にありては、その都市の内外は殆ど全部保護地帯となるであらう。空戦法規委員会に於ては、苟も保護地帯の設定に必要な条件を具備する限りは、右様の大地域をも保護地帯と爲すを妨げずといふ解釋を取つた。市の内外を擧げて保護地帯と爲し、之に全然爆撃を加ふるを得ずとならば、空軍優勢國は不利不便を感じるならんが、保護地帯設定國から見れば、同地帯は之を軍事上の目的に使用するを得ざることになるのであるから、之に對しては敵は敢て爆撃を加ふる必要も理由も無く、隨つて差引き損得は無いと云へば云へるであらう。

保護地帯の設定は義務的でない

八八六 保護地帯は歴史的記念建造物を有する國に於て之を設定せねばならぬ義務あるのではなく、之を設定するもせざるも全然自由で、即ち該建造物所在國にして單に第二十五條の規定に依りて之を保護せしむるに止めんと欲するならば、敢て之を設定するに及ばない。ただ特に之を設けるとならば、第二十六條の條件及び手續に依るべしと命するに止まる。故に該建造物所在國は、保護地帯を特に設定することに依りて之を保護するを利とすべきか、將た設定せずして戦時之を軍事上の目的に使用することに便利多しとすべきか(例へば之を軍事的觀測所に利用し、又は此に砲を据付くるが如きは勿論、その他之に沿へる鐵道を軍隊輸送に使用するが如き)、その利害得失を較量し、天秤に掛けて見て任意取捨するに妨げない。

設定の上は平時各國に通告を要す

八八七 保護地帯は之を設定したる上は、平時に於て之を各國に通告するを要する。特に之を平時と限つたのは、戦時に於ける通告をも許すとならば、平時之を通告する國は一として無かるべしとの懸念に由つたものである。通告を受けたる國は、不當と思ふ點あらば通告國に對し照會するは勿論妨げない。何等照會な

保護地帯は戦時標識の表示を要す

ければ、各國に於て之を了承したるものと推定せられる。而して既に之を通告したる上は、戦時となりて最早や之を撤回するを得ない。これは戦時その地帯を軍事的用途に利用せしむるを豫防するの精神に出でたものである。

その標識は豫め各該國へ通告を要す

八八八 保護地帯は戦時には晝夜共に航空機から明確に認め得べき標識にて之を表示するを要する。その標識は、保護建物そのものにありては第二十五條所定の黑白のそれであるべきも、圍繞地帯の標識にありては、右と區別するを必要とすといふ理由から、第二十六條第五號の規定に従つて保護地帯を設定する國々に於て之を定め、歴史的記念建造物及び保護地帯の通告と共に之を各國に通告すべきである。故に通告を受けなかつた國ありとせば、その國は之が拘束を受けぬ理である。又通告を受けても、被告國に於て之を保護地帯と看做す能はずと見る場合もあらう。斯かる場合には、異議ある被告國は保護地帯として之を尊重するの義務を負はざるものと解せざるを得まい。

標識なき場合にも爆撃するを得ない

八八九 保護地帯にしてその標識を缺く場合には、之に對し爆撃を加ふるに妨げなきか。之に關しては『交戦國は本條規定の標識の表示を軍事的理由に因り爲さざる場合に於ても、既に保護地帯の設定及び通告が適法に爲されてある以上は、敵機は單に標識表示を缺くの故を以て該地帯に爆撃を加ふる何等權利なきものとすと協定せられたり。』といふ公的解釋になつてある(Moore, *Int. Law & Some Curr. Illus.*, p. 246)。即ち當該歴史的記念建造物が明かに軍事上の目的に使用せられてあるとの事實が認めらるるに非ざる限り、標識の表示なきの故を以て之に爆撃を加ふることは許されないのである。隨つて標識の表示なきときは、附



近の軍事的目標に向つて爆撃を加ふるに際し誤つて當該記念建造物に對し損害を與ふるあるも、爆撃者の責任は多少軽くなるといふ迄に過ぎない。

八九〇 獨軍は一九四一年(昭和十六年)四月巴爾幹を攻略し、同月二十三日希軍の降伏と共に希都アテネに入城したが、この入城に先だち獨軍は同市に殆ど空爆を行はなかつたやうである。その之を行はなかつたのは、果して當時傳へられたが如きアテネの古典的文化の遺物を漫に毀傷せしめずといふ崇高の精神に出たのか、將た之を行ふべき軍事的必要が薄かつたがためか、そは詳でない。けれども事實前者であつたとしたならば、獨軍をば眞に交戦法則を尊重する文明の師として大に稱揚すべきである。第一次大戦に於ては、獨軍は軍事上の絶對の必要なきに例へば東西古今の珍籍を包藏せるルーヴァン大學の圖書館を燬き、靈界の世界的大殿宇たるランスの大伽藍を轟壊し、その他敵國所在の學術的、文化的、博愛的の貴重施設を遠慮なく破碎したため(中には英佛側の誇張的吹聴も無論あつたであらうが)、當年の獨逸は甚しき不評を各國の國際法學者より招いた。今度は獨逸はその汚名を拭去り、更に交戦法則尊重の芳名を全世界に宣揚し得た譯である(他の點は暫く措き、少なくとも右の一點に於て)。海牙空戦法規案は今日拘束力ある國際條約ではなきも、殊に保護建設物の尊重に關する條項は、その精神に於て交戦法則の要求に一致するもので、たとひ國際條約なしと雖も、理の當然として肯定せざる可らざる所のものである。獨軍がアテネの攻陥に方り、留意して空爆を差控えたものとせば、その愼慮は確に賞讃するに値する。

## 第六項 空爆に於ける豫告の要否

八九一 空戦法規案第二十四條第四號に謂ふ所の『普通人民に與ふべき危険を考慮するも尙ほ爆撃を正當ならしむるに充分なりと推定すべき理由ある場合』に於て、作戦行動の直近地域に於ける都市町村等に爆撃を加ふるに方りては、之に對し豫告を爲すの要あるや否や。之に關しては空戦法規案には何等規定する所が無い。その無いのは豫告の義務を認めざるの意に出でしものなるや否や詳でないが、兎に角規定は無いのである。

八九二 學説も亦この點に就ては一致を缺く。國際法學者中には或は陸戦の砲撃及び海軍力に依るそれに於て原則として豫告を要せしむる兩條約の規定を援用し、將た一般常人の生命を能ふ限り尊重するの見地よりして、空襲にも豫告を要すべしと提論するものが無いではない。(例へば立博士『現戦争に於ける航空機關に依る都市の攻撃を論ず』、外交時報、大正四年十二月十五日、第二六七號、第一二頁)。けれども斯學の多數者の見解は豫告不要説に傾くやうである(Oppenheim, II, § 158, p. 220; § 213, p. 296; Garner, *Int. Law & the W. W.*, I, § 300, p. 471; Spight, *Air Power*, pp. 236-7)。又法廷の判決例としては、空爆に豫告を要すと爲せるものが第一次大戦直後の獨希混成仲裁裁判所のそれにある(その要旨及び當否は『講義』一六四九節以下参照)。

八九三 空襲に於ける豫告要論に對し豫告不要論者の主張する論據にも種々あるが、その最も強き主張は、

空戦法規案には何等規定が無い

學説は不傾

無豫告



爆撃も違  
い法ではな

空襲に豫告を爲したのでは空襲の目的が達せられずといふにある。これは尤も千萬として首肯せざるを得ない。空襲は何が九までは不意に行つてこそ所期の効果を挙げ得るので、なまじに豫告をして敵に空襲防禦の部署に就くの餘裕を興へたのでは、折角の空襲計畫も水泡に終るべきは火を賭るよりも明かである。されば陸戦法規慣例規則第二十六條の『強襲ノ場合』、又海軍力砲撃條約第六條の『軍事ノ必要上已ムヲ得サル場合』に、孰れも豫告なしに砲撃を行ふことを容認してあるが如く、豫告なき空襲を特に違法と論ずべき理由はないと信ずる。第一次大戦中に行はれたる空襲も、稀には機上よりの警告的紙片散下に依りて一種の豫告を市民に與へた例が全然無いでもなかつたが、それは主として宣傳を目的としたもので、眞の空襲は孰れも無豫告にて行はれたやうである。

八九四 然しながら例へば第二十四條第四項の如き場合には、一般常人に危険を與ふことは到底避け難く、將た軍事上の目的に使用せらるる例へば軍隊輸送の鐵道列車に爆撃を加へ之を破壊するにしても、その列車は必しも獨り軍隊のみを輸送するとは限らず、同時に常人をも、將た又第三國人をも便乗せしむることあり得べきであるから、その列車が軍隊のみの輸送との確證あるに非ざる限り、敵國の常人及び第三國人の蒙ることあるべき危険を能ふ限り避けしむるため、作戰上の必要が許す限りは、爆撃に先だち豫告を與ふるに若くはない。將た列車でなくして線路に爆撃を加ふるにしても、附近の住民若くは通行者をして能ふ限り危害を免れしむるため、同様豫告を爲し得るならば之を爲すに勝ることはない。即ち豫告は何等義務に由るのではなく、作戰上の必要が許すや否やの便宜主義に由る迄である。

作戦上妨  
げなくば  
豫告する  
に若かず

勿論戦時に於ては、鐵道は軍隊及び軍需品の輸送が先決的急務で、随つてそれが主たる任務となり、常人及び普通貨物の輸送は従たる位地に立つものと見るべきである。敵の鐵道列車に爆撃を加ふるに方り、常人の便乗及び普通貨物の積載を斟酌したのでは、作戰上の必要に基く敵軍輸送機關の破壊の目的は達せられない。軍隊輸送の列車に交戦國の常人又は第三國人が便乗し、それが爆撃を受けて殺傷の不幸に遭會したからとて、その便乗は畢竟自己の危険に於て爲したことであり、随つて恰も攻圍地に在住して砲爆彈の捲添えを喰つた彼等が苦情を攻撃軍に申込み得る限りでなく、戦亂に伴ふ當然の戦禍として泣寝入りするの外ないと同様に、爆撃者に向つて責任を問ふ譯には行かない。若し然らずとし、常人の便乗する列車は必然爆撃の豫告を受くるの權あるものと爲すに於ては、敵は若干の婦女子か第三國人を列車に便乗せしむることに依りて軍隊輸送を安全に遂行し得ることになり、對手の蒙る作戰上の不利は測り知れない。線路附近の住民若くは通行者に就ても同様である。敵が沿線に常人を以て長蛇の牆壁を作り、その中を軍隊若くは軍需品の輸送列車が大手を振つて悠々走るを得さしむるが如きは、作戰上の必要が到底許すべきでない。ただ然しながら豫告を爲すの餘裕が綽々存する限りは、又之を爲すに格別不利を醸さざる限りは、之を爲すこと必しも宋襄の仁ではなく、寧ろ人道上の要求に副ふ所以であること論を俟たぬのである。

上 卷 終



戦時国際法提要 上巻 正誤表

頁	行	誤	正	頁	行	誤	正
(引抄)							
書籍)							
二	七	Large	Lage	三〇九	三	締結國	締約國
四	五	Franc.	Franc.	三三三	二	judicio	judicio
四	五	Fauchille	Fauchille	三五六	三	命ぜるか	命ぜるが
二	七	A.	A	三五八	九	the	the
九	一〇	Illus.	Illus.	三七八	三	出來な	出來ない
一〇	九	Mar.	Mer.	三八二	一四	之ま	之を
(目次)							
一一	一四	定住地	定住所	三八四	三	露軍側	露土戦役に於て露軍側
(本文)							
一四	六	不動	不動の	四〇一	七	W.	W.
一五	六	Intl.	Intl.	四〇八	一〇	とな	となつ
一九	六	彈著	彈着	四五二	二	例則	例規則
二〇	六	Defense	Defense	四六一	二	モノハハ	モノハ
二〇	六	Systeme	Systeme	四七三	一	したことは	したことは
二九	二	認む	認むる	四七五	一四	徴募	徴募
六七	七	なかつ	なかつた	四七六	一〇	四三一	四三一
七八	三	Ind	Inde	四七八	七	L.	L.
八七	六	道	道	四八〇	二	收容ノ	收容ノ
一〇四	三	始まつた	始まつて	五二一	一	Bluntes	Bluntes
一一三	一六	りて	ありて	五二九	一三	Co	Co
一二五	二	一四五	一〇五	五四四	一四	紋章の	紋章に
一二七	二	國際的	國際戰	五四六	一	苦痛に	苦痛を
一四七	四	Ho	Hos	六〇七		戰闘	戰闘
一四七	四	MaCauley.	MaCauley,	乃至		攻撃及び	攻圍及び
一五五	五	Holla	Holla	六二九		砲撃	砲撃
一八三	六	第四項	四事項	六四八	一	Spaight,	Spaight,
二〇四	二	相當期	相當期間	六五〇	八	本節ノ	本節ノ
二一九	七	政府	政府へ	六五三	七	あらう	あらう
二四一	五	二二〇	二二二	六五五	九	『對手	『對手
二六三	一	National	National	七〇二	九	三二〇・一	三二〇・一
二七一	三	Merchant	Merchant	七〇二	一〇	註六	註六
二七六	三	二五一	二五三	七二二	一六	であり、	であり、
二八五	一〇	二六二	二六四	七二八	七	Cases	Cases
二九〇	五	Jurisp.	Jurisp.	七五〇	七	Brown	Brown
三〇〇	四	上記	上の	七五九	七	参照)。	参照)。
三〇〇	四	Low	Law	七六五	七	許さる	許さる
三〇一	四	二八一	二八二	七七二	七	徴收	徴收
三〇一	六	通し狀	通し送狀	七七六	七	arm	army
三〇三	一五	條件に	條件の	七八九	一三	無意味	無意識
三〇六	一五	Krom	Krom	八五四	一	との間接	との間接
				九二一	二	戰帯	地帯



出版會承認い 150331 號



昭和十八年八月十五日 印刷  
昭和十八年八月二十日 初版發行

### 戰時國際法提要 上卷

定價 拾五圓  
特別行為稅相當額六十七錢  
合計 拾五圓六十七錢

著者 信夫 淳平

發行者 飯島 將嘉  
東京都神田區錦町一丁目十一番地

印刷者 株式會社 二葉印刷所  
東京都本郷區駒込曙町二番地  
(東東二二二)

東京都神田區錦町一丁目十一番地

發行所 照林堂書店

會員番號 一一二〇五三  
電話神田 七〇五・二七九八  
振替口座東京 六〇一八三

配給元 日本出版配給株式會社  
東京都神田區淡路町二丁目九番地

1,000 部



CL

NO. 60563

法學博士 信夫淳平著 [十月中發賣]

# 戰時國際法提要 下卷

A列5號上製函入  
本文千二百餘頁

定價拾五圓 (豫定)

上・下卷全八篇の中下卷には第五篇海戦以下を收む。

法政圖第一課

33.10.21

調査立法局



終